

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H28.4.1	生乳の委託販売	①取扱手数料 ・1kgあたり3.24円 ②集乳経費 ・1kgあたり2.91円 ③乳質積立金 ・1kgあたり0.04円 酪連手数料・消費拡大事業負担金・酪農振興資金・乳質改善負担金・ペナルティ額(乳質不良負担金)等は定められた経費の実費額とする。	雲仙市瑞穂町古部甲2021 ながさき県酪農業協同組合 代表理事組合長 中村隆馬	我が国の生乳生産は計画生産下であり、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、全国ブロック毎に数量を管理する指定生乳生産者団体が指定されている。 当センターで試験研究のために生産された生乳についても、本県を統括する県酪連を通じて「ながさき県酪農業協同組合」から計画生産に係る数量枠の配分を受けているところである。 このため、生産された生乳については当センターの地域を管轄する「ながさき県酪農業協同組合」に出荷する必要があるため。	令第167条の2 第1項第2号
2	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H28.4.1	豚の委託販売	①取扱手数料 ・販売価格の2% ②と畜検査料 ・1頭につき330円 ③と場経費 ・1頭につき定められた経費の実費とする。 ④運搬費 ・1頭につき定められた経費の実費とする。	島原市有明町大三東戊667-1 雲仙養豚農業協同組合 代表理事組合長 中村一彌	当センターでは年間400～500頭の試験を行い、試験終了後には枝肉や肉質を測定分析する必要がある。 正確なデータを収集するため試験豚は一定体重(約110kg)でと畜することとしているが、個体差があるため、出荷期には目標体重に達した豚から週2回程度の頻度で出荷し、また、枝肉調査についてもその都度実施するため、当センターからもっとも近い島原半島地域食肉センターへの出荷が不可欠である。 管内の豚を取り扱う委託業者は雲仙養豚農協とJA島原雲仙があるが、事前の聞き取りの結果、JA島原雲仙は島原半島地域食肉センターへの出荷実績がほとんどなく、週2回の集荷対応ができない。一方、雲仙養豚農協については島原半島地域食肉センターがメインの出荷であり、試験設計に対応した集出荷が可能であることから、雲仙養豚農協に委託するものである。	令第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	農林部	畜産課	H28.4.1	平成28年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託	9,493,200	諫早市下大渡野町2041-1 長崎レンダリング協同組合 理事長 本田 清秀	<p>本県には、「化製場等に関する法律」に基づき、死亡牛の処理を行っている施設(化製場)が諫早市と川棚町に各1施設あり、本事業開始以前から県南地域の農家で発生した死亡牛は、輸送費の関係から長崎レンダリング協同組合(諫早市)に搬送されていた。</p> <p>死亡牛を収集する化製場に業務を委託することで、漏れなく検査材料の採材ができ、その後の処理も適正に実施されるので、環境問題が発生するおそれが極めて少ない。</p> <p>県南地域には、長崎レンダリング協同組合の他には死亡牛の処理を行っている化製場はなく、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。</p>	令第167条の2 第1項第2号
4	農林部	畜産課	H28.4.1	平成28年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業委託	4,059,720	東彼杵郡川棚町三越郷51-2 ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 隆	<p>本県には、「化製場等に関する法律」に基づき、死亡牛の処理を行っている施設(化製場)が諫早市と川棚町に各1施設あり、本事業開始以前から県北地域の農家で発生した死亡牛は、輸送費の関係からハラサンギョウ株式会社(川棚町)に搬送されていた。</p> <p>死亡牛を収集する化製場に業務を委託することで、漏れなく検査材料の採材ができ、その後の処理も適正に実施されるので、環境問題が発生するおそれが極めて少ない。</p> <p>県北地域には、ハラサンギョウ株式会社の他には死亡牛の処理を行っている化製場はなく、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。</p>	令第167条の2 第1項第2号
5	農林部	畜産課	H28.4.1	凍結精液流通管理システム保守管理委託	1,594,080	鹿児島市東開町4-104 株式会社南日本情報処理センター 代表取締役社長 松窪 寛	<p>本システムは、株式会社南日本情報処理センターがプログラムの著作権を有し、保守管理を行っている「和牛登録システム(全国和牛登録協会長崎県支部)」と連結して、同社が開発したものである。</p> <p>保守管理に当たっては、プログラムの不具合やシステム障害に対応し、両システムを同時にチェックする必要がある。</p> <p>よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。</p>	令第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.4.11	現場検定牛計2頭(晃治他)売買契約	1,744,200	佐世保市宇久町平328 宇久地区和牛部会 部会長 西尾 政喜	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「宇久地区和牛部会」1者のみである。	第167条の2 第1項第2号
7	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.4.13	現場検定牛計3頭(定年123他)売買契約	2,635,200	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覚	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「五島和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2 第1項第2号
8	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.4.27	現場検定牛計4頭(久忠盛他)売買契約	3,283,200	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	農林部	農村整備課	H28.4.1	平成28年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.3長崎県版運用保守改良業務委託	4,471,200	東京都中央区日本橋富沢町10番16号 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 理事長 高橋 強	積算システムとは、農林水産省が直轄工事のため開発したもの。 (一社)農業農村整備情報総合センターは農林水産省が開発した積算システムを県等の利用団体での使用を可能とするため、農林水産省と使用許諾契約を締結し、このシステムを補助版標準積算システムへ改良し提供・管理を行っている。 補助版標準積算システムは同センターが著作権を保有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行うことはできない。 これにより契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
10	農林部	諫早湾干拓課	H28.4.1	諫早湾干拓農地賃貸借契約	1,662,222	長崎市江戸町2番13号 公益財団法人長崎県農業振興公社 理事長 瀨本 磨毅穂	本契約は、諫早湾干拓地で展開する環境保全型農業の技術確立し定着させるとともに営農のリスクを回避させるため、入植者の営農品目であるタマネギ、ニンジン等について、干拓農地で試験栽培等を行う圃場の所有者と賃貸借契約を結ぶものであるが、当該農地所有者が(公財)長崎県農業振興公社であり、契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
11	農林部	林政課	H28.4.1	林業就業参入研修事業等委託	9,189,856	諫早市貝津町1122番地6 一般社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江 利春	森林整備の担い手を確保するため、合同林業就業説明会の実施や、建設業等からの参入を促す新規参入研修を実施するとともに、高性能林業機械の操作や搬出間伐の技術研修等を実施し、林業事業体の育成を進めるものであり、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき就業支援や研修を行うため、知事が「林業労働力確保支援センター」として指定している長崎県林業協会と連携して実施することが必要である。	令第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	農林部	森林整備室	H28.4.20	平成28年度長崎県造林システム維持管理業務委託	3,272,400	大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号 クボタシステム開発株式会社 代表取締役社長 深堀 益稔	本システムは、クボタシステム開発株式会社が商品化しているパッケージソフトを長崎県用に追加開発したものであり、当社が所有するパッケージソフトに関する著作権は当社に帰属するため、他に当システムを保守できる業者はいない。	令第167条の2 第1項第2号
13	農林部	農政課	H28.5.13	平成28年度狩猟免許試験、狩猟者適性検査及び県外狩猟者の登録事務の一部並びに狩猟事故防止対策指導研修の実施委託	1,115,000	長崎市樺島町9-13 一般社団法人長崎県猟友会 会長 杉谷 和彦	狩猟免許試験及び狩猟者適性検査等にあたっては、法令及び鳥獣、猟具等の専門的知識を有し、かつ狩猟全般について精通しているものがその任にあたる必要がある。 現在のところ、そのような者を有する団体等としては当団体をおいて他にはなく、本事業を委託できる唯一の団体である。	令第167条の2 第1項第2号
14	農林部	農村整備課	H28.5.18	平成28年度災害復旧事業事務システム運用保守改良業務委託	1,620,000	東京都中央区日本橋富沢町10番16号 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 理事長 高橋 強	災害復旧事業事務システムは、(一社)農業農村整備情報センターが農林水産省指導のもとに平成17年に開発したものの。 使用許諾権を有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行うことはできない。これにより契約の相手方が特定される。	令第167条の2 第1項第2号
15	農林部	森林整備室	H28.5.10	平成28年度新土木工事積算システムデータ(森林土木体系)改訂業務委託	7,106,400	長崎市田中町585番地5 扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 一瀬 勝範	本業務はシステムの改変を伴い、プログラムの複製や改変、一部使用は著作権を侵害する行為となるため、著作権を有する扇精光ソリューションズ株式会社以外は改変を行うことができない。	令第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	農林部	農産加工流通課	H28.4.28	6次産業化支援体制 整備事業業務委託	12,425,120	長崎市桜町4番1号 長崎県中小企業団体中央会 会長 石丸忠重	財源が国の交付金で、精算をしなければならないこと及び国からプランナー単価等が明示された相談対応業務が主であることなどから、本来、委任型契約として随意契約が適切である。複数候補の提案の可能性も考慮し、公募により随意契約を募集し、1者の提案を受け内容を評価し、1者随意契約を締結することとした。	令第167条の2 第1項第2号
17	農林部	農業経営課	H28.6.24	農業経営力向上支援 事業の専門家派遣支 援業務委託	4,999,860	長崎市江戸町2-1 一般社団法人 長崎県農業 会議 会長 山開博俊	これまで農業者への農業法人化の指導を実施すると共に県内農業法人の状況熟知していることに加え、農業分析能力を有し、かつ、農業者・農業法人を指導し得る唯一の団体であり当該団体以外に、本業務を実施できる団体はいないため、競争性を有する契約へ移行できる余地はない。	令第167条の2 第1項第2号
18	農林部	畜産課 (肉用牛改良セン ター)	H28.6.27	現場検定牛計2頭(香 他)売買契約	1,706,400	雲仙市吾妻町永中名1283-1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「県南地域和牛改良協議会」1者のみである。	令第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	農林部	農業経営課 (農業大学校)	H28.6.27	肥育用素牛(去勢子牛黒毛和種)売買契約	2,620,080	雲仙市吾妻町永中名1283-1 全国農業協同組合連合会長 崎県本部県南畜産事業所 所長 山川 千秋	家畜取引法により、子牛の購入は公正な取引と適正な価格形成を確保するため、家畜市場によることとされている。また、長崎県子牛子馬取引条例第3条で、「子牛及び子馬は家畜取引法に基づく家畜市場においてせり売り又は入札に附したものでなければ、これを売買または交換してはならない。」とあり、黒毛和種全頭が家畜市場で取引されている。この家畜市場での取引には「せり買い」によるものと「評価(随意契約)」によるものがある。一方、地方自治法第234条で、「売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する。」とあり、せり買いは規定されていないため、評価購買(随意契約)とする。	令第167条の2 第1項第2号
20	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.6.29	現場検定牛計6頭(太貴他)売買契約	4,842,720	壱岐市芦辺町国分東触706番地 壱岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「壱岐肉用牛改良組合」1者のみである。	令第167条の2 第1項第2号
21	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.7.1	現場検定牛計6頭(幸晴他)売買契約	5,324,400	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。	令第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.7.5	現場検定牛計2頭(広木他)売買契約	1,630,800	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「五島和牛育種組合」1者のみである。	令第167条の2 第1項第2号
23	農林部	農政課 (農林技術開発センター)	H28.8.22	肥育素牛(雌子牛(黒毛和種))10頭売買契約	7,344,000	雲仙市吾妻町永中名1283-1 全国農業協同組合連合会 長崎県本部県南畜産事業所 所長 山川千秋	農林技術開発センターでは、低コスト生産を目指した黒毛和種雌牛肥育技術の確立を研究している。このため、系統・発育の試験に必要な条件を満たした6ヶ月齢の対象子牛を、同時に必要頭数確保しなければならない。 子牛の購入は、家畜取引法において、公正な取引と適正な価格形成を確保するため家畜市場において売買することとされている。 一方、地方自治法第234条で、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とあり、せり買いは認められていないため、購入方法は、家畜市場の業務規定にある評価購買(随意契約)とする。 平成28年度においては、条件を満たす子牛の頭数が最も多く、輸送コストのかからない県南市場から購入する。 ※「評価購買」 家畜市場が評価委員を定め、家畜の評価を決定し、これを基に随意契約を行う方法	令第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.8.19	直接検定牛計2頭(真之介他)売買契約	2,008,800	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。	令第167条の2 第1項第2号
25	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.8.22	直接検定牛計2頭(弥須他)売買契約	1,911,600	雲仙市吾妻町永中名1283-1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「県南地域和牛改良協議会」1者のみである。	令第167条の2 第1項第2号
26	農林部	農政課	H28.10.4	平成28年度特定鳥獣イノシシ捕獲技術研修事業に関する業務委託	2,366,000	長崎市樺島町9-13 一般社団法人長崎県猟友会 会長 杉谷 和彦	特定鳥獣イノシシの捕獲技術研修にあたっては、イノシシ、わな及び猟銃の取り扱い等に専門的知識を有し、かつ狩猟全般について精通している者がその任に当たらなければならない。 現在のところそのような者を有する団体等としては委託予定団体において他にはなく、本事業を委託できる唯一の団体である。	令第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	農林部	畜産課	H28.11.29	消石灰売買契約	4,828,572	長崎市出島町1番20号 全国農業協同組合連合会会長 崎県本部 本部長 廣瀬 修	平成28年11月以降、日本各地の野鳥等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されている中、11月28日に青森県と新潟県の家きん飼育農場において本病の発生が確認され、本県における本病発生リスクが非常に高いことから、発生予防対策の強化のため、家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒を緊急的に実施することとなった。よって、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」であり、随意契約を行う。消石灰指定数量6,387袋(20kg/袋)を短時間で納品可能な業者は「全国農業協同組合連合会会長崎県本部」1者のみである。	第167条の2 第1項第5号
28	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H28.12.8	直接検定牛計2頭(勝晴他)売買契約	2,157,840	平戸市田平町大久保免1544 県北地区和牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「県北地区和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2 第1項第2号
29	農林部	森林整備室	H28.12.22	平成28年度長崎県造林システム機能改修業務委託	4,989,600	大阪市浪速区敷津東1丁目2番47号 クボタシステム開発(株) 代表取締役社長 新海 佳彦	本システムは、クボタシステム開発(株)が商品化しているパッケージソフトを長崎県用に追加開発したものであり、当社が所有するパッケージソフトに関する著作権は当社に帰属するため、他に本システムを改修できる業者はいない。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	農林部	畜産課	H29.1.17	消石灰売買契約	5,024,326	長崎市出島町1番20号 全国農業協同組合連合会長 崎県本部 本部長 廣瀬 修	平成28年11月以降、日本各地の野鳥及び家きん飼養農場で、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されている中、平成29年1月10日付けで農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長から「高病原性鳥インフルエンザの発生に係る緊急消毒について」の通知が発出され、本県における発生予防対策に万全を期すため、家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒を緊急的に実施することとなった。よって、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」であり、随意契約を行う。消石灰指定数量6,627袋(20kg/袋)を短時間で納品可能な業者は「全国農業協同組合連合会長崎県本部」1者のみである。	第167条の2 第1項第5号
31	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H29.1.26	現場検定牛計4頭(久次郎他)売買契約	3,909,600	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「五島和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2 第1項第2号
32	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H29.1.27	現場検定牛計5頭(幸太郎他)売買契約	4,611,600	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和 牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	農林部	農業経営課 (農業大学校)	H29.2.10	繁殖用素牛(雌子牛 黒毛和種)売買契約	1,764,720	雲仙市吾妻町永中名1283-1 全国農業協同組合連合会長 崎県本部県南畜産事業所 所長 山川 千秋	家畜取引法により、子牛の購入は公正な取引と適 正な価格形成を確保するため、家畜市場によること とされている。また、長崎県子牛子馬取引条例第3 条で、「子牛及び子馬は家畜取引法に基づく家畜市 場においてせり売り又は入札に附したものでなけれ ば、これを売買または交換してはならない。」とあり、 黒毛和種全頭が家畜市場で取引されている。 この家畜市場での取引には「せり買い」によるもの と「評価(随意契約)」によるものがある。 一方、地方自治法第234条で、「売買、賃貸、請 負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又は せり売りの方法により締結する。」とあり、せり買い は規定されていないため、評価購買(随意契約)と する。	第167条の2 第1項第2号
34	農林部	畜産課 (肉用牛改良セン ター)	H29.2.24	直接検定牛(晴茂国) 売買契約	1,026,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和 牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで 行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農 家が加入している改良組織(育種組合、改良組合 等)と協力して行っている。当センターは、県内で選 抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織 と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発 育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。 よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、 随意契約を行う。当地域において前述の条件を満 たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみであ る。	第167条の2 第1項第2号
35	農林部	畜産課 (肉用牛改良セン ター)	H28.4.1	肉用牛の委託販売	・販売手数料 (相対) 販売価格の1.6% (セリ) 販売価格の0.6% ・共助金 販売価格の0.1% ・屠場経費、運搬 費 実績額	JA全農ミートフーズ(株)九 州支社	肉用牛改良センターでは、種雄牛の能力を判定す る必要から日本食肉格付協会が事務所を設置して いる佐世保食肉センターへの出荷を行っている。 佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、 販売額の精算まで一連の手続きを一括して行い、 かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことが できるのは、全農ミートフーズのみであり、「性質・目的 が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	農林部	畜産課 (肉用牛改良センター)	H29.3.27	供卵牛(ふくひさ)売買契約	1,512,000	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和 牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するために、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合・改良組合等)と協力して行っている。 そのような中、今回、購入する供卵牛は受精卵移植技術を活用した種雄牛造成のため、県内でトップクラスの高能力牛であり、その選定のために調査等から改良組織と協力しながら行っている。 当地域において前述の条件を満たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。 今年度についても前年度同様であり、納入業者が限定され、これらの条件に対応可能な業者は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2 第1項第2号
37	農林部	諫早湾干拓課	H29.3.31	諫早湾干拓農地賃貸借契約	1,662,222	長崎市江戸町2番13号 公益財団法人長崎県農業振興公社 理事長 濱本 磨毅穂	本契約は、諫早湾干拓地で展開する環境保全型農業の技術を確認し定着させるとともに営農のリスクを回避させるため、入植者の営農品目であるタマネギ、ニンジン等について、干拓農地で試験栽培等を行う圃場の所有者と賃貸借契約を結ぶものであるが、当該農地所有者が(公財)長崎県農業振興公社であり、契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
38	農林部	農村整備課	H29.3.31	平成29年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.3長崎県版運用保守改良業務委託	4,590,000	東京都中央区日本橋富沢町10番16号 一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 理事長 高橋 強	積算システムとは、農林水産省が直轄工事のため開発したもの。 (一社)農業農村整備情報総合センターは農林水産省が開発した積算システムを県等の利用団体での使用を可能とするため、農林水産省と使用許諾契約を締結し、このシステムを補助版標準積算システムへ改良し提供・管理を行っている。 補助版標準積算システムは同センターが著作権を保有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行うことはできない。 これにより契約の相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円

平成28年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

H29.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	農林部	畜産課	H29.3.24	平成29年度長崎県 死亡牛BSE検査円 滑化対策事業委託	9,493,200	諫早市下大渡野町2041-1 長崎レングリング協同組合 理事長 本田 清秀	<p>○本県には、「化製場等に関する法律」に基づき、死亡牛の処理を行っている施設(化製場)が諫早市と川棚町に各1施設あり、本事業開始以前から県南地域の農家で発生した死亡牛は、輸送費の関係から長崎レングリング協同組合(諫早市)に搬送されていた。</p> <p>○死亡牛を収集する化製場に業務を委託することで、漏れなく検査材料の採材ができ、その後の処理も適正に実施されるので、環境問題が発生するおそれが極めて少ない。</p> <p>○県南地域には、長崎レングリング協同組合の他には死亡牛の処理を行っている化製場はなく、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号
40	農林部	畜産課	H29.3.28	平成29年度長崎県 死亡牛BSE検査円 滑化対策事業委託	4,093,599	東彼杵郡川棚町三越郷51-2 ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 隆	<p>○本県には、「化製場等に関する法律」に基づき、死亡牛の処理を行っている施設(化製場)が諫早市と川棚町に各1施設あり、本事業開始以前から県北地域の農家で発生した死亡牛は、輸送費の関係からハラサンギョウ株式会社(川棚町)に搬送されていた。</p> <p>○死亡牛を収集する化製場に業務を委託することで、漏れなく検査材料の採材ができ、その後の処理も適正に実施されるので、環境問題が発生するおそれが極めて少ない。</p> <p>○県北地域には、ハラサンギョウ株式会社の他には死亡牛の処理を行っている化製場はなく、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。</p>	第167条の2 第1項第2号

※随意契約の限度額(予定価格) ①工事又は製造の請負 250万円、②財産の買入れ 160万円、③物件の借入れ 80万円、④財産の売払い 50万円、⑤物件の貸付け 30万円、⑥その他 100万円